

平成 26 年 10 月 10 日

議案第 8 2 号 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例に対する総務企画委員会修正案

議案第 8 2 号 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の一部を次のように修正する。

「 別表中第 128 号を第 132 号とし、第 97 号から第 127 号までを 4 号ず  
つ繰り下げ、これらの号の前に次の 3 号を加える。

98	原産地呼称管理委員会委員	日額	7,000 円
99	品目別委員会委員	日額	7,000 円
100	品目別官能審査委員会委員	日額	7,000 円

」を

「 別表中第 128 号を第 131 号とし、第 97 号から第 127 号までを 3 号ず  
つ繰り下げ、これらの号の前に次の 3 号を加える。

97	原産地呼称管理委員会委員	日額	7,000 円
98	品目別委員会委員	日額	7,000 円
99	品目別官能審査委員会委員	日額	7,000 円

」に改め、

「 別表中第 96 号を第 97 号とし、第 15 号から第 95 号までを 1 号ずつ繰  
り下げ、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

15	P F I 事業審査委員会委員	日額	7,000 円
----	-----------------	----	---------

」を削る。